重要事項説明書

（医療保険・自費）

重　要　事　項　説　明　書

１．事業所の概要

事業者名称	株式会社ハートウェイ
代表者氏名	清水　克洋
所　在　地	福岡県北九州市小倉南区曽根北町 4-16-1204
事業所名	はぁーと訪問看護リハビリステーション
事業所所在地	福岡県北九州市小倉南区下貫 2 丁目 9-1-105
事業所番号	4067790560
管　理　者	熊本　数絵【看護師】
電　　話	093-474-6076
Ｆ　Ａ　Ｘ	093-383-8103

２．営業時間

平日、土（午前中のみ）	平日　午前 8：30 ～ 午後 17：30 土曜　午前 8：30 ～ 午後 12：30 ※緊急の場合は 24 時間対応致します
定 休 日	土曜（午後）・日曜・12/31～1/3 ※緊急の場合は対応致します

３．職員体制

管理者　１ 名

看護師　　名（常勤　　名　非常勤　　名）：准看護師　　名（常勤　　名　非常勤　　名）

理学療法士　　名（常勤　　名　非常勤　　名）　　事務員　１名

４．利用者からの連絡窓口（相談・苦情等）
当ステーション利用者様相談窓口

はぁーと訪問看護リハビリステーション　　担当　管理者　：　熊本　数絵
電話：093-474-6076　FAX：093-383-8103

（その他相談窓口）

北九州市役所（本庁）精神保健福祉課
〒803-8501　北九州市小倉北区城内１番１号　　電話：093-582-2439

５．事業の目的について

ステーションの看護師等が、要介護状態または要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

６．運営の方針について

①ステーションの看護師は、利用者様の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持・回復を図るとともに生活の質の確保を重視した、在宅療養ができるように支援します。

②事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

７．看護の内容について

①定期的な病状観察と健康チェック（体温・脈拍・呼吸・血圧測定等）

②日常生活の看護（清潔・食事・排泄のケア・寝たきり、床ずれ予防のケア・療養環境の整備・コミュニケーションの援助等）

③検査および治療促進のための看護（服薬指導・血糖測定・カテーテルの管理・床ずれやその他創傷部の処置・医療機器装着における管理等）

④リハビリテーション・リハビリテーション看護

⑤認知症の看護

⑥精神科訪問看護

８．緊急時の対応について

事業所および従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

また、事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。

９．非常災害対策について

①利用者の安全を第一に避難誘導を行います。

②利用者の安否確認を行うとともに在宅医療機器の管理を行い体制を整えます。

③年に一回定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

④非常災害時等の発生の際にはその事業が継続できるよう、他の事業所との連携および協力を行う体制を構築できるよう努めます。

※自然災害や感染症の蔓延等により当事業所の出務に支障が生じた際には、事業の縮小または一時休業する場合があります。それに伴い訪問の調整をさせて頂いたり、連携協力訪問看護ステーションに代行訪問を調整させて頂いたりすることがあります。

【連携体制について】

１.当事業所の事業縮小及び休業中、主治医の指示のもと、連携協力訪問看護ステーションにより訪問看護を代行いたします。

２.連携協力訪問看護ステーションによる代行訪問を行う場合、連携協力訪問看護ステーションと情報共有をさせていただきます。その際、個人情報守秘義務を徹底致します。

３.利用開始を断る事、途中で断った場合も、ご利用者様が不利益を被ることはありません。

４.主治医はもとより担当ケアマネージャー、相談支援専門員との連携も行います。

１０．業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

１１．高齢者虐待防止措置

虐待に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護・虐待防止のために次の措置を講じるものとする。

(1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(4)虐待防止のための指針の整備

(5)その他虐待防止のための措置

(6)虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置

※事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに当該事業所の管理者に報告し、これを市区町村の通報するものとする。

１２．身体拘束の原則禁止

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行わない。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状態並びに緊急止むを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

１３．ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。(・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶ、あるいは大声を出す等)

１４．身分証の携行

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはご家族から、その提示を求められた際には、身分証を提示します。

１５．実施地域について

通常の事業の実施地域は、北九州市小倉南区・北九州市小倉北区・北九州市門司区・京都郡苅田町

１６．第三者評価の有無　　「　有　・(無)」

１５．利用料金について

訪問看護　医療保険利用料金

初回/月の初日の訪問看護		
	看護師・理学療法士・作業療法士	准看護師
訪問看護基本療養費(Ⅰ)週３日まで	５,５５０円	５,０５０円
訪問看護管理療養費	７,７１０円	７,７１０円
24 時間対応体制加算	６,５２０円	６,５２０円
情報提供加算	１,５００円	１,５００円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	１,０５０円	１,０５０円
※訪問看護物価対応料１	６０円 ※令和９年６月以降　１２０円	６０円 ※令和９年６月以降　１２０円

月の２日目以降の訪問看護(1 日につき)		
	看護師・理学療法士・作業療法士	准看護師
訪問看護基本療養費(Ⅰ)週３日まで	５,５５０円	５,０５０円
訪問看護管理療養費 ・単一建物居住利用者が 20 人未満 ・単一建物居住利用者が 20 人以上 49 人以下	３,０１０円	３,０１０円
(1) １月当たり訪問日数が 15 日以下	(1)２,５１０円	(1)２,５１０円
(2) １月当たり訪問日数が 16 日以上 24 日以下	(2)２,３１０円	(2)２,３１０円
(3) １月当たり訪問日数が 25 日以上	(3)２,２１０円	(3)２,２１０円
※訪問看護物価対応料１	２０円 ※令和９年６月以降　４０円	２０円 ※令和９年６月以降　４０円

利用料合計	看護師・理学療法士・作業療法士	准看護師
（初回/月の初日）	２２,３９０円	２１,８３０円
（月の２回目以降）	８,５８０円	８,０８０円

利用者様負担額		
	初回/月の初日	月の２回目以降
国民健康保険・社会保険・後期高齢者医療保険(3 割)	看護師・理学療法士・作業療法士 ６,７２０円 准看護師　６,５５０円	看護師・理学療法士・作業療法士 ２,５７０円 准看護師　２,４２０円
国民健康保険・後期高齢者医療保険(２割)	看護師・理学療法士・作業療法士 ４,４８０円 准看護師　４,３７０円	看護師・理学療法士・作業療法士 １,７２０円 准看護師　１,６２０円
自立支援医療・後期高齢者医療保険(１割)	看護師・理学療法士・作業療法士 ２,２４０円 准看護師　２,１８０円	看護師・理学療法士・作業療法士 ８６０円 准看護師　８１０円

・訪問看護基本療養費(Ⅰ)

※週４日目以降　看護師６，５５０円　准看護師６，０５０円　理学療法士・作業療法士５，５５０円

・訪問看護基本療養費（Ⅱ）（同一建物居住者）

※同一日に２人まで

①週３日目まで

看護師…５，５５０円　准看護師…５,０５０円　理学療法士・作業療法士…５,５５０円

②週４日目以降

看護師…６,５５０円　准看護師…６,０５０円　理学療法士・作業療法士…５,５５０円

※同一日に３人以上９人以下

①週３日目まで

看護師…２,７８０円　准看護師…２,５３０円　理学療法士・作業療法士…２,７８０円

②週４日目以降

看護師…３,２８０円　准看護師…３,０３０円　理学療法士・作業療法士…２,７８０円

※同一日に１０人以上１９人以下

①月 20 日目まで

看護師…２,７６０円　准看護師…２,５２０円　理学療法士・作業療法士…２,７６０円

②月 21 日目以降

看護師…２,６６０円　准看護師…２,４２０円　理学療法士・作業療法士…２,６６０円

・訪問看護基本療養費(Ⅲ)※外泊中に指定訪問看護を実施した場合　８,５００円

※病状によってはその他加算が追加されます(16. 加算について参照)

精神科訪問看護　医療保険利用料

初回/月の初日の訪問看護		
	看護師・作業療法士	准看護師
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) 週３日まで	30 分未満　４,２５０円 30 分以上　５,５５０円	30 分未満　３,７８０円 30 分以上　５,０５０円
精神科訪問看護管理療養費 24 時間対応体制加算 情報提供加算 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	７,７１０円 ６,５２０円 １,５００円 １,０５０円	７,７１０円 ６,５２０円 １,５００円 １,０５０円
※訪問看護物価対応料１	６０円 令和９年６月以降　１２０円	６０円 令和９年６月以降　１２０円

月の２日目以降の訪問看護(1 日につき)		
	看護師・作業療法士	准看護師
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) 週３日まで	30 分未満　４,２５０円 30 分以上　５,５５０円	30 分未満　３,８７０円 30 分以上　５,０５０円
精神科訪問看護管理療養費 ・単一建物居住利用者が 20 人未満 ・単一建物居住利用者が 20 人以上 49 人以下 (1)1 月当たり訪問日数が 15 日以下 (2)1 月当たり訪問日数が 16 日以上 24 日以下 (3)1 月当たり訪問日数が 25 日以上	３,０１０円 (1)２,５１０円 (2)２,３１０円 (3)２,２１０円	３,０１０円 (1)２,５１０円 (2)２,３１０円 (3)２,２１０円
※訪問看護物価対応料１	２０円 令和９年６月以降　４０円	２０円 令和９年６月以降　４０円

利用料合計	看護師・作業療法士	准看護師
（初回/月の初日）	30 分未満　２１,０９０円 30 分以上　２２,３９０円	30 分未満　２０,６２０円 30 分以上　２１,８９０円
（月の２回目以降）	30 分未満　７,２８０円 30 分以上　８,５８０円	30 分未満　６,９００円 30 分以上　８,０８０円

利用者様負担額		
	初回/月の初日(30 分未満)	月の２回目以降(30 分未満)
国民健康保険・社会保険・ 後期高齢者医療保険(3 割)	看護師・作業療法士　６,３３０円 准看護師　６,１９０円	看護師・作業療法士　２,１８０円 准看護師　２,０７０円
国民健康保険・ 後期高齢者医療保険(２割)	看護師・作業療法士　４,２２０円 准看護師　４,１２０円	看護師・作業療法士　１,４６０円 准看護師　１,３８０円
自立支援医療・ 後期高齢者医療保険(１割)	看護師・作業療法士　２,１１０円 准看護師　２,０６０円	看護師・作業療法士　７３０円 准看護師　６９０円

利用者様負担額		
	初回/月の初日(30 分以上)	月の２回目以降(30 分以上)
国民健康保険・社会保険・ 後期高齢者医療保険(3 割)	看護師・作業療法士　６,７２０円 准看護師　６,５７０円	看護師・作業療法士　２,５７４円 准看護師　２,４２０円
国民健康保険・ 後期高齢者医療保険(２割)	看護師・作業療法士　４,４８０円 准看護師　４,３８０円	看護師・作業療法士　１,７２０円 准看護師　１,６２０円
自立支援医療・ 後期高齢者医療保険(１割)	看護師・作業療法士　２,２４０円 准看護師　２,１９０円	看護師・作業療法士　８６０円 准看護師　８１０円

・訪精神科問看護基本療養費（Ⅰ）（週 4 日目以降：30 分未満）

看護師・作業療法士５，１００円　　准看護師４，７２０円

・精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）（週 4 日目以降：30 分以上）

看護師・作業療法士６，５５０円　　准看護師６，０５０円

・精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)※同一建物居住者

◆同一日に２人

週３日目まで

看護師・作業療法士(30 分以上)５,５５０円　(30 分未満)４,２５０円

准看護師(30 分以上)５,０５０円　(30 分未満)３,８７０円

週４日目以降

看護師・作業療法士(30 分以上)６,５５０円　(30 分未満)５,１００円

准看護師(30 分以上)６,０５０円　(30 分未満)４,７２０円

◆同一日に３人以上９人以下

週３日目まで

看護師・作業療法士(30 分以上)２,７８０円　(30 分未満)２,１３０円

准看護師(30 分以上)２,５３０円　(30 分未満)１,９４０円

週４日目以降

看護師・作業療法士(30 分以上)３,２８０円　(30 分未満)２,５５０円

准看護師(30 分以上)３,０３０円　(30 分未満)２,３６０円

◆同一日に 10 以上 19 人以下

月 20 日目まで

看護師・作業療法士(30 分以上)２,７６０円　(30 分未満)２,１１０円

准看護師(30 分以上)２,５２０円　(30 分未満)１,９３０円

月 21 日目以降

看護師・作業療法士(30 分以上)２,６６０円　(30 分未満)２,０１０円

准看護師(30 分以上)２,４２０円　(30 分未満)１,８３０円

・精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)※外泊中に訪問看護を実施した場合　８，５００円

※病状によってはその他加算が追加されます(16. 加算について参照)

※自立支援医療受給者証をお持ちの方は原則１割負担となりますが、自己負担上限額は所得等により異なります。

自費訪問看護

訪問看護サービスの内容	時間区分	利用料
①訪問看護（30 分につき）	日中（9-17 時）	**４，０００**円
	夜間・早朝	**４，５００**円
	深夜（20-6 時）	**６，０００**円
②長時間の訪問看護	①　に準ずる	2 時間（介護保険では 1.5 時間）を超える場合は①の利用料の減算**１，０００**円
③日曜（30 分につき）	①　に準ずる	①　の加算**２，０００**円
④ご遺体のお世話（死後の処置）		**１０，０００**円
⑤訪問の往復にかかる交通費		状況に応ずる（当ステーション規定による）

【日常生活物品等】

品目	料金
衛生材料費	**実費**

対象者は、はぁーと訪問看護リハビリステーションで訪問看護サービス（医療保険または介護保険適用）を受けている方で、 保険給付対象にならないサービスを求められる方とします。

なお、従来保険サービスを受けておられた方で、健康管理を必要とされる方も対象となります。

１６．加算について

① 早朝・夜間・深夜の訪問看護

【夜間早朝訪問看護加算】

同一建物内 １人又は２人	同一建物内 ３人以上９人以下	同一建物内 １０人以上１９人以下
２，１００円	月 15 日目まで　**２，１００円** 月 21 日目以降　**１，９００円**	月 20 日目まで　**１，８００円** 月 21 日目以降　**１，３００円**

【深夜訪問看護加算】

同一建物内 １人又は２人	同一建物内 ３人以上９人以下	同一建物内 １０人以上１９人以下
４，２００円	月 15 日目まで　**４，２００円** 月 16 日目以降　**４，０００円**	月 15 日目まで　**３，９００円** 月 16 日目以降　**２，３００円**

② 24 時間対応体制加算（**６，５２０円/月**）　【　同意する　・　同意しない　】

常時対応できる体制

③ 特別管理加算（**５，０００円・２，５００円/月**）　【　該当する　・　該当しない　】

訪問看護に関し特別な管理を必要とする場合（下記表 1）

（表 1）

特別管理加算	状態
５，０００円/月	・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
２，５００円/月	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理をうけている状態 ・人口肛門、人工膀胱を造設している状態 ・真皮を越える褥瘡の状態 ・点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

④複数名(精神科)訪問看護加算（**３，０００円～/回**）　【　必要あり　・　必要なし　】
※同行する職種の組み合わせにより異なる

同時に複数の看護師または看護補助者と訪問看護を行った場合

④ 長時間(精神科)訪問看護（**５，２００円/回**）

下記の長時間（90 分を超える）の訪問を要する利用者に対し、週 1 回に限り算定できる
・特別訪問看護指示書にかかわる訪問看護を受けている者
・特別管理加算を算定する者に該当する利用者
・15 歳未満の超重症児または準超重症児（週 3 回まで算定可能）

⑤ 退院時共同指導加算（８，０００円/回）

病院・診療所または介護老人保健施設に入院、入所中の者が退院または退所する際に主治医などと連携し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合

⑥ 特別管理指導加算（２，０００円/回） 【 該当する ・ 該当しない 】

退院時共同指導加算の対象者で特別な管理が必要な利用者に対し更に加算

⑦ 退院支援指導加算（６，０００円/回：８，４００円/回）

退院日に療養上の退院支援指導が必要な厚生労働大臣が定める疾病等の利用者(基準告示第２の１に規定する疾病等の利用者)、退院日の訪問看護が必要であると主治医から指示された場合に対し退院日に療養上の必要な指導を行った場合(6,000 円/回)
長時間訪問看護加算が認められている状態の者に対して 90 分を超えて療養上の必要な指導を行った場合、または当日複数回の訪問となり合計が 90 分を超えた場合(8,400 円/回)

⑨難病等複数回訪問看護 【 必要あり ・ 必要なし 】

特定の疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して行った場合

	同一建物 １人又は２人	同一建物 ３人以上９人以下	同一建物 １０人以上１９人以下
１日に ２回の場合	４，５００円	３，７００円	３，５００円
１日に ３回以上の場合	８，０００円	月 20 日目まで ７，２００円 月 21 日目以降 ６，９００円	月 20 日目まで ６，３００円 月 21 日目以降 ５，２００円

⑩(精神科)緊急訪問看護加算

月 14 日目まで ２，６５０円/日 月 15 日目以降 ２，０００円/日

利用者、家族等の求めに応じて診療所など主治医の指示により緊急の訪問看護を行った場合

⑪訪問看護情報提供療養費（１，５００円/1 回 ） 【 同意する・ 同意しない 】

市町村、保健所に対して情報を提供した場合

⑫ターミナルケア加算（２５，０００円） 【 希望する ・ 希望しない 】

死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施した場合

⑬訪問看護医療 DX 情報活用加算（５０円/月） 【 同意する・ 同意しない 】

オンライン資格確認により診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う

⑭その他自費

・交通費　　・死後の処置　１０，０００円
　6㎞以上（２００円/回）

・おむつ代　　・衛生材料

⑮キャンセル料　　キャンセル料はいただいておりません

１７.利用者負担金の支払いについて
　利用料金は、月末締の翌月 10 日前後までに請求書をお渡しいたします。

（お支払い方法）

　□現金払い　　□金融機関振込（振込手数料は利用者負担となります）

　□自動口座振替（※翌々月の 10 日引落　金融機関がお休みの場合はその翌日）

（弊社振込先）

銀行名	福岡ひびき信用金庫
支店名	曽根支店
当座・普通	普通預金
口座番号	1091452
会社名	カ）ハートウェイ

※入金の確認ができましたら領収書をお渡しいたします。
　領収書は大切に保管くださいますようお願いいたします。

１８．解約等
訪問看護契約書　第 14 条～第 15 条に準ずるものとします。

私は、契約書及び本書面により、この重要事項説明書に基づき、重要事項を説明しました。

年　　月　　日

【事業者】

事業者名　株式会社ハートウェイ

事業者所在地　福岡県北九州小倉南区曽根北町 4-16-1204

代表者氏名　代表取締役　清水　克洋

事業所名　はぁーと訪問看護リハビリステーション

事業所所在地　福岡県北九州市小倉南区下貫 2-9-1-105

管理者　熊本　数絵

説明者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、契約書及び本書面により、この重要事項説明書に基づいて事業者の説明を受けました。

年　　月　　日

【利用者】

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【家族】

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との続柄）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人】　私は、本人の意思を確認のうえ、本人に代わり代筆いたします。

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（利用者との関係）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿